

財団法人 よかトピア記念国際財団

平成22年度 国際交流活動助成 ご案内

(財)よかトピア記念国際財団では、市民レベルの国際交流を支援し、福岡都市圏の国際化を推進するため、民間団体の国際交流事業に対して「国際交流活動助成」を行っています。
平成22年度募集の概要は次のとおりです。

○対象の事業

- 福岡都市圏内で実施される国際理解・国際貢献・国際交流等に寄与する事業で、広く一般市民が参加できる事業。具体的には、次のような内容です。
 - (1)市民団体の活動により国際的な人的ネットワークの形成に寄与する交流事業
 - (2)市民の国際理解の促進を目的とする講演会、シンポジウム等の事業
 - (3)在住外国人の支援、あるいは多文化共生社会の実現に資する事業
 - (4)審査委員会で福岡都市圏の国際化に資すると認められた事業
- 海外で実施される国際理解・国際貢献・国際交流等に寄与する事業で、広く一般市民を公募して行なう事業、又は、現地の一般市民と広く交流ができる事業。
☆福岡都市圏とは、福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・古賀市・宗像市・福津市・糸島市・筑紫郡・糟屋郡の地域です。

○申請団体、事業の該当要件

- 福岡都市圏内に活動基盤を有し事業遂行能力が十分であると認められる団体の事業であること
- 営利活動・宗教活動・政治活動、又は、寄付金を集めることを目的とする事業でないこと
- 国、地方公共団体、又は地域国際化協会から助成金等を受ける予定のない事業であること
- 原則として3年を超えて、継続して助成申請はできません。また、連続して助成を受けている事業は優先度が低くなります。

○助成の金額及び対象となる経費

- 助成対象経費の1/2以内で、1件30万円以内
- 食糧費、人件費その他の団体を運営するための経費は対象外です。
- 事業後の決算において、予算時より参加費等が増加し、その収入額と助成額との合計が事業費を超えた場合は、その超過額は助成額から減額されます。

○事業実施時期、申請期間及び助成予算

	事業の実施・報告の時期	助成金の申請期間	予算枠
通 年	平成22年4月1日～平成23年3月31日	平成22年2月1日～平成22年2月26日	250万円
下半期	平成22年10月1日～平成23年3月31日	平成22年8月2日～平成22年8月31日	100万円

※申請される方は、事前に当財団においてください。事業の説明と用紙の交付を行います。

○選考及び決定

申請期間の翌月に審査委員会を開催し、助成の可否及び助成金額を決定します。又、原則として審査委員会において申請事業のヒアリングを行います。

○助成金の交付

事業完了後2ヶ月以内、かつ当該年度の末日までに実績報告書の提出を受け、審査を経た後に助成金を交付します。

○交付決定の取消等

次の場合は、助成の全部或いは一部を取り消し、既交付の場合は返還していただくことがあります。

1. 事業が中止された場合
2. 事業内容が届けなく変更された場合
3. 助成金が助成対象 以外の用途に使用された場合
4. 決まった期日までに実績報告書が提出されず、事業実施後の審査が困難な場合

○その他

助成決定先については、助成先名、助成内容及び助成金額について翌年度に当財団のHPIにて、公表いたします。

問い合わせ： 財団法人 よかトピア記念国際財団 (財団法人 福岡国際交流協会内) 担当： 真鍋, 合田
〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-1 福岡市役所北別館5階 TEL:092-733-5630

平成22年度 よかトピア記念国際財団 国際交流活動助成事業

助成対象となる経費及び限度額について (H22.1.4)

助成対象経費	助成対象の内容、及び対象限度額	項目別助成限度額 (対象額の1/2)
報償費	報償費助成の対象となるのは外部から招聘した講師・公演者等の謝礼金、及び主催団体外の通訳・翻訳費に限られます。 積算基準 ・ 1回のイベントの報償費限度額 10万円 * 但し、連続講座の場合(2~6回) 1回増えるごとに、20,000円追加(上限200,000円)	100,000円
旅費 宿泊費	報償費助成の対象となった講師・公演者等に対する旅費・宿泊費が該当します。 積算基準 ・ 旅費 対象限度額 10万円 ・ 宿泊費 対象限度額 2万円	旅費 50,000円 宿泊費 10,000円
会場費	会場費及び会場の設営にかかる経費・備品借上費及び展示品等の運搬費が該当します。 ・ 1日の限度額は10万円です。 ・ 助成対象限度額 20万円。	100,000円
送料	郵送料、宅配便会社の宅配料金、はがき購入代が該当します。電話料金及びインターネットを利用した経費は該当しません。助成対象限度額 6万円	30,000円
印刷製本費	広報用チラシ、ポスター、当日資料、報告書等の事業実施にかかる印刷費(印刷会社に発注したもの)を対象とします。助成対象限度額 30万円	150,000円
消耗品費	筆記具、写真フィルム・現像料金・コピー代・用紙等の消耗品費。助成対象限度額 6万円	30,000円
教材費	講座等で使用する教材・食材等の購入費及び施設入場料等の費用が該当します。 (積算:受講生ひとり500円・1講座20人まで・12回以内) 助成対象限度額 12万円	60,000円
備品費	1年継続して活動している団体が活動に必要とする備品の購入費で5年以上使用するもの。助成対象限度額 10万円	50,000円

領収書のコピーは、申請団体宛名の第三者発行のものに限ります。これ以外のものは、助成金の対象から除外されます。

旅費には、電車・バスなどの都市圏内等の移動費は含まれません。

食糧費、事務所経費(備品費を除く)は、助成対象となりません。

備品費の申請には、前年度の事業報告書、決算書の提出が必要です。

助成限度額は、月1回の講座のように連続実施される場合の全体での対象額です。